

○役員出張旅費支給基準

第1条 役員の出張の取扱いは、別に定める「旅費支給規程」を準用する。

第2条 普通出張旅費支給基準表の適用は、前条の規定にかかわらず次に掲げる表のとおりとする。

鉄道賃	船賃	宿泊料	日当
グリーン車	1等	14,000円	5,000円

第3条 出張先での接待等は、実費精算とする。

第4条 やむを得ずこの基準を上回る場合は、実費を支給する。

附 則

この基準は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成2年4月1日から施行する。

2 顧問及び相談役については、原則としてこの基準を準用する。